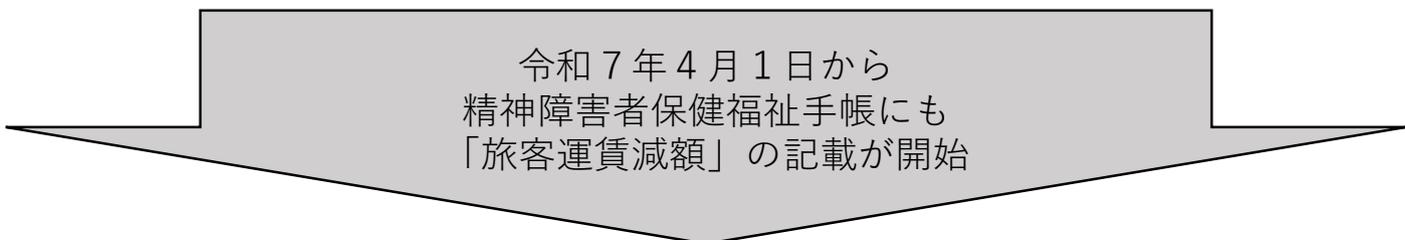


ところバス・ところワゴンにおける精神障害者保健福祉手帳の  
旅客運賃減額第1種の介護人割引適用について

●旧運賃制度

<p>身体障害者手帳</p> <p>「旅客運賃減額第1種」の場合 介護人1名にも運賃割引が適用</p>	<p>療育手帳</p> <p>「要介護」の記載がある場合 介護人1名にも運賃割引が適用</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳</p> <p>「旅客運賃減額」が存在しないため 介護人への割引適用なし</p>
---	---	--



●新運賃制度 (令和7年7月1日～運用開始)

<p>身体障害者手帳</p> <p>「旅客運賃減額第1種」の場合 介護人1名にも運賃割引が適用</p>	<p>療育手帳</p> <p>「要介護」の記載がある場合 介護人1名にも運賃割引が適用</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳</p> <p><b>「旅客運賃減額第1種」の場合 介護人1名にも運賃割引が適用</b></p>
---	---	--



具体的には、

- ・手帳所有者本人が市内在住で、オレンジ色の特別乗車証に「介護あり」スタンプがある  
⇒本人及び同乗する介護人1名は無料
- ・手帳所有者本人が市外在住、又は、オレンジ色の特別乗車証を所持しておらず、手帳に「旅客運賃減額第1種」の記載がある  
⇒本人及び同乗する介護人1名は半額

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

障害者手帳	
	手帳番号 発行日 有効期限
	氏名 生年月日
	埼玉県
障害等級	級 旅客運賃減額 種
住所	

